

文化生活・教育常任委員会 議事次第

令和6年4月19日(金)

午後1時30分～

於：第4委員会室

1 開 会

2 所管事項の調査

「児童生徒の読解力の向上に向けて」

参考人：京都教育大学 教授 植山 俊宏 氏

3 その他

4 閉 会

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿

| 【文化生活部】 | |
|-------------------------|-----------|
| 文化生活部長 | 益 田 結 花 |
| 人権啓発推進室長 | 浅 野 浩 司 |
| 文化生活部企画調整理事兼副部長(文化振興担当) | 田 中 圭 一 |
| 文化生活部副部長(スポーツ・文教担当) | 川 崎 浩 孝 |
| 文化生活部副部長(府民生活・男女共同参画担当) | 西 村 美 紀 |
| ※ 人権啓発推進室参事 | 安 原 正 康 |
| ※ 文化政策室長 | 梅 原 和 久 |
| 文化政策室企画参事 | 須 田 建 太 朗 |
| 文化生活総務課長 | 碓 伸 二 |
| ※ 文化生活総務課参事 | 萬 谷 治 子 |
| ※ 文化芸術課長 | 駒 寄 忠 大 |
| ※ スポーツ振興課長 | 曾 我 学 |
| 文教課長 | 井 関 好 之 |
| 安心・安全まちづくり推進課長 | 米 山 記 央 |
| ※ 男女共同参画課長 | 里 友 宏 |
| ※ 府民総合案内・相談センター長 | 大 石 正 子 |
| ※ 消費生活安全センター長 | 桑 谷 正 之 |
| 生活衛生課長 | 小 林 哲 |

| 【教育委員会】 | |
|----------------------------|---------|
| 教育長 | 前 川 明 範 |
| 教育次長 | 大 路 達 夫 |
| 教育監兼学校危機管理監 | 村 山 和 久 |
| 管理部長 | 仲 井 宣 夫 |
| 管理部署理事(総務企画課長事務取扱) | 高 橋 和 男 |
| ※ 管理課長 | 石 田 英 樹 |
| ※ 教職員企画課長 | 浅 野 徹 |
| 教職員人事課長 | 吉 岡 伴 幸 |
| ※ 福利課長 | 原 田 龍 司 |
| 指導部長 | 相 馬 直 子 |
| 高校改革推進室長 | 橋 長 正 樹 |
| 学校教育課長 | 中 村 義 勝 |
| ※ 特別支援教育課長 | 廣 田 一 幸 |
| 高校教育課長 | 水 口 博 史 |
| ※ 高校教育課参事 | 中 松 幸 博 |
| ※ ICT教育推進課長(デジタル学習支援センター長) | 小 西 良 尚 |
| 保健体育課長 | 井 上 哲 |
| 社会教育課長 | 杉 本 学 |
| 文化財保護課長 | 石 崎 善 久 |

(計 44 名)

| 【文化施設政策監】 | |
|----------------|-----------|
| 文化施設政策監 | 角 田 幸 総 |
| 文化施設政策監付理事 | 砂 子 坂 孝 之 |
| 文化施設政策監付理事 | 池 邊 俊 之 |
| 文化施設政策監付企画参事 | 笹 井 剛 満 |
| 文化施設政策監付企画参事 | 川 勝 陽 二 |
| ※ 文化施設政策監付企画参事 | 新 井 弘 徳 |
| 文化施設政策監付参事 | 細 木 憲 |

※ 新任理事者
 — 職名変更

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿
(4月19日)

| 【教育委員会】 | |
|---------|---------|
| 指導部長 | 相 馬 直 子 |
| 学校教育課長 | 中 村 義 勝 |

(計 2 名)

児童生徒の読解力の向上に向けて

令和6年4月19日
京都府教育委員会

1 読解力の基盤となる「ことばの力」の育成

京都府教育委員会では、平成19年8月に報告された、文部科学省の言語力育成協力者会議における「言語力」に対する見解を踏まえ、学校、家庭、地域社会が共通して理解し、ともにその育成を目指すものとして「ことばの力」※を次のとおり定義付けし、認識から思考へ、思考から表現へ、その過程で働く力として捉え、その育成に取り組んでいる。

【「ことばの力」とは】

- 言語をとおして知識や技能を理解する力
- 言語によって論理的に考える力
- 言語を使って表現する力
- 言語活動をとおして心を豊かにし、学びに向かう力

※なぜ「ことばの力」なのか

幼児教育からはぐくんでいく力として捉えるとともに、学校だけでなく家庭、地域社会を含めた社会総がかりではぐくむべき力として設定し、だれでも親しみやすくわかりやすい表現にしようという思いが込められている。

2 学習指導要領が示す「言語能力」との関係性

学習指導要領では、すべての学習の基盤となる資質・能力の1つとして「言語能力」を挙げている。言語能力の具体的な内容については、人間が認識した情報を基に思考し、思考したものを表現していく過程に関する分析を踏まえ、次のとおり「資質・能力の3つの柱」に沿った形で示されている。

【学習指導要領が示す「言語能力」とは】

- 知識・技能：
言葉の働きや役割に関する理解、言葉の特徴やきまりに関する理解と使い分け、言葉の使い方に関する理解と使い分け など
- 思考力・判断力・表現力等：
言葉によって感じたり想像したりする力、感情や想像を言葉にする力、言葉を通じて伝え合う力、考えを形成し深める力 など
- 学びに向かう力・人間性等：
言葉を通じて、自分のものの見方や考え方を広げ深めようとする態度、心を豊かにしようとする態度 など



- 文部科学省が示す「言語能力」と京都府教育委員会が示す「ことばの力」は同義と捉えられる。

3 読解力の向上に向けた京都府の特徴的な取組

京都府教育委員会では、中学校修了段階で1200字程度の小論文（論理的な文章）を書く力を身に付け、社会に対応した実生活で活用できる力をはぐくむため、各教科等を通じてはぐくんだ「ことばの力」をアウトプットする場として、「小論文グランプリ」を開催している。

「小論文グランプリ」

- 対象 中学校第2学年又は第3年学年
- 内容 1200字程度の小論文（論理的な文章）を公募、優秀作品を表彰
 - A分野：5教科、B分野：実技を伴う教科
 - C分野：総合的な学習の時間、道徳、特別活動等
- 作成過程 ①今までの学びの捉え直し、②材料集め、情報収集、③集まった情報を分類及び整理、④文章の構想、⑤表現、⑥推敲、⑦完成 →応募

本グランプリは、学校単位の参加が原則であり、応募に至る過程において、すべての生徒が、自身の学びを捉え直し、様々な言語活動を繰り返した上で文章として表現していく。

このプロセスは、読解力の向上を図る上で貴重な学びといえ、「正解のない問い」にあふれる時代を生きていく上でも大きな強みになると考える。

なお、他府県では、このような取組を都道府県全体で行っているような例は稀であり、京都府ならではの取組といえる。

4 読解力の向上に向けた今後の方向性

読解力の向上に向けては、その基盤となる「ことばの力」の育成が必要不可欠であることから、学習指導要領の下、すべての教科等において言語活動を重視し、その充実に向けた指導助言を進めるとともに、小論文グランプリを通じた読解力の向上に努めていく。